



## 市県民税（特別徴収）の納付遅滞について

### 1 概要

職員の給与等から源泉徴収した市県民税（令和4年12月分）については、納期限が令和5年1月10日のところ、翌11日の納付となったため、延滞金が生じることとなりました。

### 2 影響

一般会計歳出予算から、当該経費を支出する必要があります。

支出額 2,600円（算出内訳 40,514,900円×2.4%×1/365≒2,600円）

### 3 経緯

当該市県民税に係る払出命令書において、支払日を誤って設定した結果、納付が遅滞したものです。

### 4 内部統制リスク対応策一覧の記載の有無

記載有無	番号	分類	リスク	リスクの具体例
有	7	支出一般	① 不適切な支出事務	支払が遅れる

### 5 原因

納期限の確認が不十分であったためです。

### 6 対応状況

徴収担当課である財務部収納課から延滞金に係る納入通知書が送付されましたので、速やかに納付を行う予定です。

### 7 再発防止策

支出事務（一般）に関するチェックリストを再度周知することで、職員間の情報共有の徹底を図り、入力情報に誤りがないか、複数の職員で確実に確認を行います。